

2026年4月1日から

# 自転車への 交通反則通告制度(青切符) の導入

交通反則通告制度とは、一定の交通違反に対して交通反則告知書(青切符)が交付され、反則金を任意に納付したときは、刑事手続きに移行することができなく、起訴されない制度です。自転車の交通事故・違反検挙件数が増加する中、交通反則通告制度の導入は、簡易迅速な処理と実効性のある責任追及を可能とします。

青切符の対象となる違反行為の例と反則金(16歳以上が対象)



悪質・危険とされている違反行為、歩行者や他の車両に危険を生じさせる違反行為、警告されても違反を続ける行為は、取締りの対象となります。

自転車ヘルメットは事故が起きてからでは遅いです。

人も車も自転車も  
安全・安心 埼玉県

埼玉県  
マスコット

